

町田市町内会・自治会集会施設整備事業取扱基準

第1 目的

この基準は、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）及び町田市補助金等の交付に関する要綱（以下「交付に関する要綱」という。）に基づき、単一の町内会・自治会又は複数の町内会・自治会で構成する団体が行う集会施設の整備について必要な事項を定めることにより、集会施設整備事業の円滑かつ適正な運用を図ることを目的とする。

第2 集会施設整備の実施主体

補助金交付要綱第4に規定する者（以下「補助対象者」という。）とする。

第3 集会施設整備の対象事業

- 1 集会施設整備の対象となる事業は、補助金交付要綱第5第1項各号に規定する事業（以下「補助事業」という。）とする。
- 2 水洗化改造工事については、補助金交付要綱第5第2項及び第3項による規定を適用しないこととすることができる。
- 3 雨漏り又は危険防止など緊急を要する工事については、補助金交付要綱第5第2項及び第4項による規定を適用しないこととすることができる。

第4 補助事業の要件

- 1 補助対象者は、交付決定を行った市の会計年度内に補助事業を完了させること。
- 2 整備の対象となる集会施設は、補助対象者が所有するものであること。

第5 集会施設整備の対象経費

補助の対象となる経費は、補助金交付要綱第6各号に規定する経費（以下「補助対象経費」という。）とし、各経費の内容は、次のとおりとする。

- (1) 設 計 監 理 費 補助事業を具体化した設計図書類の作成及び設計図書類に基づいた建物が完成するよう現場を監理する費用
- (2) 建 築 工 事 費 次に掲げる費用
 - ア 建築本体工事費 構造体、外装、内装、建具及びその他造り付け家具等で容易に移動できないものの工事費
 - イ 附帯設備工事費 電気、空調及び衛生の各設備工事費
 - ウ 外 構 工 事 費 建物周辺の整備工事費（造成工事費及び擁壁工事費は除く。）
 - エ 解体撤去工事費 既存建築物や工作物などの解体撤去工事費用
- (3) アドバイザー費 登録アドバイザーに要する費用
- (4) 地 耐 力 調 査 費 集会施設用地の地盤の建物支持耐力を調査する費用
- (5) 備 品 購 入 費 机、椅子及び消火器を購入する費用
- (6) 太陽光発電システム設置工事費 太陽光発電システムの購入費及び設置工事費
- (7) 蓄電池システム設置工事費 蓄電池システムの購入費及び設置に係る工事費
- (8) 調査費及び作成費 維持管理計画書を作成するための調査及び計画書を作成費用

第6 補助金の交付額

補助金交付要綱第7に規定する額とする。各経費が集会施設の機能、性能及び品質のために必要であるかを審査し、補助金の交付額を決定する。

第7 事業計画申請の提出期日

補助金交付要綱第8に規定する事業計画申請の提出期日は、実施予定年度の前年6月末日とする。

第8 事業計画申請

- 1 補助対象者は、「町田市町内会・自治会集会施設整備事業計画申請書〔(基準) 第1号様式〕」に次に掲げる添付書類を添えて市長に提出すること。

■ 添付書類

- ① 総会資料（申請時の直近で、事業計画決定した総会の資料）
- ② 総会議事録（事業計画決定した内容を記載した議事録）
- ③ ・検討経過報告書（事業計画決定までの経緯を記載した書類）
・推進体制説明書（委員会の設立経緯や構成、運営方法を記載した書類）
・利用計画書（今後の集会施設利用計画を記載した書類）
・近隣説明報告書（近隣者への説明、対応等経緯を記載した書類）
- ④ 利用状況報告書（各部屋の利用数及び利用者数を記載した書類）
※過去2年分が市に提出されていれば省略可能。
- ⑤ ・案内図（集会施設の位置を記載した書類）
・敷地図（敷地の形状及び面積を記載した書類）
・土地の利用を証する書類（例：登記簿謄本、賃貸借契約書等）
※市有地の場合、省略可能。
- ⑥ 整備計画書（構造規模、面積及び整備内容を記載した書類）
- ⑦ 資金計画書（総事業収支予算、予算内訳を記載した書類）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、補助対象者立会いのもと現場を確認するとともに、添付書類について審査し、承認の可否について「町田市町内会・自治会集会施設整備事業計画承認（不承認）書〔(基準) 第2号様式〕」により、補助対象者に通知する・

第9 設計内容の確認（新築・増築で建築確認が必要な場合に限る。）

- 1 補助対象者は、基本設計図書類の完成後、速やかに「町田市町内会・自治会集会施設整備事業設計内容確認依頼書〔(基準) 第3号様式〕」に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出すること。

■ 添付書類

- ① 設計者等選定経過報告書（設計者等選定方法、経緯、結果等を記載した書類）
- ② 設計者等との契約書の写し
- ③ 基本設計図書
- ④ 設計者等の算出による工事費概算書
- ⑤ 収支計画書
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項に規定する依頼があったときは、添付書類について確認し、「町田市町内会・自治会集会施設整備事業設計内容確認書〔(基準) 第4号様式〕」により、補助対象者に通知する。

第10 補助金の交付申請

補助対象者は、施工者選定後、「町田市補助金等交付申請書（第1号様式）」に次に掲げる添付書類を添えて市長に提出すること。

■ 添付書類

- ① 設計者等選定経過報告書（施工者選定方法、経緯、結果等を記載した書類）
〔主要構造部材の改修工事等で設計者等を置く場合に限る。〕
- ② 施工者選定経過報告書（施工者選定方法、経緯、結果等を記載した書類）
- ③ 建設業許可証の写し
- ④ 実施設計図書一式又はこれに類する書類
- ⑤ 建築確認済証の写し〔建築確認が必要な場合に限る。〕
- ⑥ 工事見積書、アドバイザー見積書〔アドバイザー契約を行う場合に限る。〕
- ⑦ 計画工程表
- ⑧ 収支計画書
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

第 1 1 補助金の交付決定

市長は、添付書類について審査し、「町田市補助金等交付決定通知書(第 2 号様式)」により補助事業者へ通知する。

第 1 2 補助金の交付請求(概算払)

- 1 交付に関する要綱第 1 1 に規定する請求は、交付に関する要綱第 4 に規定する補助金の交付決定後に受け付けるものとする。
- 2 補助事業者は、概算払を請求するときは、「町田市補助金等概算払交付請求書(第 1 1 号様式)」を市長に提出すること。

第 1 3 補助事業の計画変更等

- 1 交付に関する要綱第 6 に規定する内容変更等とは、交付に関する要綱第 4 の規定により交付決定した額が変更になる場合とする。
- 2 補助事業者は、「町田市補助事業等内容変更・中止・廃止承認申請書(第 5 号様式)」に次に掲げる添付書類を添えて市長に提出すること。

■ 添付書類

- ① 変更項目書(変更する事項が一覧で記載された書類)
- ② 変更設計図書一式又はこれに類する書類
- ③ 変更後工事見積書
- ④ 変更後工程表
- ⑤ 変更後収支計画書
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

第 1 4 工事の中間確認(新築・増築など建築確認が必要な場合及び主要構造部材を改修する場合に限る。)

- 1 補助事業者は、事業の実施にあたり、構造体の工事が完了するときは、「町田市町内会・自治会集会施設整備事業工事中間確認依頼書[(基準)第 5 号様式]」を市長に提出し、工事の中間確認を受けなければならない。なお、提出期日については、中間確認実施予定日の 10 日前までとする。
- 2 市長は、前項に規定する依頼があったときは、工事の進捗を補助事業者立会いのもと現場で確認する。
- 3 市長は、前項の規定による確認後、「町田市町内会・自治会集会施設整備事業工事中間確認書[(基準)第 6 号様式]」により、補助事業者へ通知する。

第15 工事の完了確認

- 1 補助事業者は、工事が完了するとき（建築確認申請上の検査が必要な場合は、検査が終了するとき）は、速やかに「町田市町内会・自治会集会施設整備事業工事完了届〔（基準）第7号様式〕」に次に掲げる添付書類を添えて市長に提出し、工事の完了確認を受けなければならない。なお、提出期日については、完了確認実施予定日の10日前までとする。

■ 添付書類

- ① 竣工図書〔太陽光発電関連設備を設置した場合は、配置図等を含む。〕
- ② 工程写真2部及び実施工程表
- ③ 支出調書
- ④ 集会施設の管理運営及び使用に関する規定
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項に規定する届出があったときは、補助事業者立会いのもと工事の完了を現地で確認する。
- 3 市長は、前項の規定による確認後、「町田市町内会・自治会集会施設整備事業工事完了確認書〔（基準）第8号様式〕」により、補助対象者に通知する。

第16 実績報告

補助事業者は、交付に関する要綱第8に規定する「町田市補助事業等実績報告書（第8号様式）」に次に掲げる添付書類を添えて市長に提出すること。

■ 添付書類

- ① 収支決算書
- ② 支払ったことを証する書類の写し
- ③ 集会施設に係る保険の加入を証する書類の写し
- ④ 電力需給契約申込書の写し〔太陽光発電システムを設置した場合に限る。〕
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

第17 補助金の交付額の確定

市長は、交付に関する要綱第9に規定する「町田市補助金等交付額確定通知書（第9号様式）」により、補助対象者に通知する。

第 18 精算

補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けた場合において、町田市補助金等の交付に関する要綱第 9 に規定する交付額の確定の通知を受けた時は、「町田市補助金等精算書（第 12 号様式）」により精算しなければならない

第 19 維持管理計画書の作成

- 1 補助事業者が管理及び運営を行う集会施設は、施設の長寿命化を図るために補助金交付要綱第 5 第 1 項第 5 号に規定する維持管理計画書の作成に努めることとする。
- 2 前項に規定する維持管理計画書の作成は、補助金交付要綱第 9 に規定する登録アドバイザーと契約する場合にのみ補助対象とする。

第 20 維持管理計画書作成の補助金交付手続き

次に掲げる添付書類を添えて市長に提出すること。

(1) 補助金の交付申請

補助対象者は、「町田市補助金等交付申請書（第 1 号様式）」に次に掲げる添付書類を添えて市長に提出すること。

■ 添付書類

- ① 総会又は役員会資料（事業計画決定した際の資料）
- ② 総会又は役員会議事録（事業計画決定した内容を記載した議事録）
- ③ 維持管理計画書作成見積書
- ④ 維持管理計画書作成工程表
- ⑤ 収支計画書
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

(2) 補助金の交付請求（概算払）

- 1 交付に関する要綱第 11 に規定する請求は、交付に関する要綱第 4 に規定する補助金の交付決定後に受け付けるものとする。
- 2 補助事業者は、交付請求するときは「町田市補助金等概算払交付請求書（第 11 号様式）」を市長に提出しなければならない。

(3) 実績報告

補助事業者は、「町田市補助事業等実績報告書（第8号様式）」に次に掲げる添付書類を添えて市長に提出すること。

■ 添付書類

- ① 収支決算書
- ② 支払ったことを証する書類の写し
- ③ その他市長が必要と認める書類

第2-1 維持管理計画書の活用

補助金交付要綱第5第1項第5号に規定する維持管理計画書を作成した補助対象者は、維持管理計画書に基づいて施設保全管理及び資金管理に努めることとする。

第2-2 水洗化改造・緊急工事の補助金交付手続き

水洗化改造工事及び雨漏り又は危険防止など緊急を要す工事の補助対象者の手続きは、次に掲げる添付書類を添えて市長へ提出すること。

(1) 事業計画申請

補助対象者は、「町田市町内会・自治会集会施設整備事業計画申請書〔(基準)第1号様式〕」に次に掲げる添付書類を添えて市長に提出すること。

■ 添付書類

- ① 総会又は役員会資料（事業計画決定した際の配布資料）
- ② 総会又は役員会議事録（事業計画決定した内容を記載した議事録）
- ③ 整備計画書（工事内容等の整備概要を記載した書類）
- ④ 資金計画書（総事業収支予算、予算内訳、資金計画明細等を記載した書類）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

(2) 補助金の交付申請

補助事業者は、実施設計図書類（新築・増築の場合のみ）が完成し、施工者の選定が終了した後、「補助金等交付申請書（第1号様式）」に次に掲げる添付書類を添えて市長に提出すること。

■ 添付書類

- ① 施工者選定経過報告書（施工者選定方法、経緯、結果等が記載された書類）
- ② 建設業許可証の写し
- ③ 設計図書一式又はこれに類する書類
- ④ 工事見積書
- ⑤ 工程表
- ⑥ 収支計画書
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

(3) 補助金の交付請求（概算払）

- 1 交付に関する要綱第11に規定する請求は、交付に関する要綱第4に規定する補助金の交付決定後に受け付けるものとする。
- 2 交付請求するときは町田市補助金等概算払交付請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

(4) 工事の完了届

補助事業者は、工事が完了するとき（建築確認申請上の検査が必要な場合は、検査が終了するとき）は、速やかに「町田市町内会・自治会集会施設整備事業工事完了届〔（基準）第7号様式〕」に次に掲げる添付書類を添えて市長に提出し、工事の完了確認を受けなければならない。なお、提出期日については、完了確認実施予定日の10日前までとする。

(5) 実績報告

補助事業者は、「町田市補助事業等実績報告書（第8号様式）」に次に掲げる添付書類を添えて市長に提出すること。

■ 添付書類

- ① 収支決算書
- ② 支払ったことを証する書類の写し
- ③ その他市長が必要と認める書類

第 2 3 利用状況等の報告

- 1 補助を受けた者は、集会施設の利用状況を年 1 回、「町田市町内会・自治会集会施設利用状況報告書〔(基準) 第 9 号様式〕」により、市長に提出しなければならない。
- 2 太陽光発電システムの設置補助を受けた者は、発電設備の稼働状況及び売電の状況を年 1 回、「発電設備稼働状況報告書〔(基準) 第 1 0 号様式〕」により、市長に報告しなければならない。
- 3 補助を受けた者は、集会施設の管理運営及び使用に関する規定等に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

第 2 4 その他

この基準に定めるもののほか、市民協働推進課の所管に係る集会施設整備事業に関し必要な事項は、**市民協働推進課長**が定めるものとする。

附則

この基準は、2008 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、2009 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、2022 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

〔(基準) 第 1 号様式〕

年 月 日

町田市長 様

申請者

名 称

代表者住所

代表者氏名

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業計画申請書

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金に係る事業計画の承認をしていただきたく、町田市町内会・自治会集会施設整備事業取扱基準第 8 第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 集会施設の名称

2 集会施設の所在地

3 補助事業の種類 新築 ・ 増築 ・ 改修 ・ 太陽光発電関連設備設置工事

4 総事業予定額 円

5 添付書類

〔(基準) 第 2 号様式〕

町 第 号
年 月 日

名 称

代表者 様

町田市長

印

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業計画承認（不承認）書

年 月 日付けで申請のありました事業計画は、町田市町内会・自治会
集会施設整備事業取扱基準第 8 第 2 項の規定により、下記のとおり承認（不承認）しま
すので通知します。

記

1 承認

（1）集会施設の名称

（2）補助事業の種類 新築 ・ 増築 ・ 改修 ・ 太陽光発電関連設備設置工事

（3）事業の要件

ア この事業は、 年 月 日までに完了すること。
イ

2 不承認

理由

〔(基準) 第3号様式〕

年 月 日

町田市長 様

依賴者

名 称

代表者住所

代表者氏名

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業設計内容確認依頼書

年 月 日付け 町 第 号により承認のありました事業について、町田市町内会・自治会集会施設整備事業取扱基準第9第1項の規定により、下記のとおり依頼します。

記

- | | | |
|---|---------|------------------------------|
| 1 | 集会施設の名称 | |
| 2 | 補助事業の種類 | 新築 ・ 増築 ・ 改修 ・ 太陽光発電関連設備設置工事 |
| 3 | 総事業予定額 | 円 |
| 4 | 添付書類 | |

〔(基準) 第 4 号様式〕

町 第 号
年 月 日

名 称

代表者 様

町田市長 印

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業設計内容確認書

年 月 日付けで依頼のありました設計内容の確認については、下記のとおり確認しましたので町田市町内会・自治会集会施設整備事業取扱基準第 9 第 2 項の規定により通知します。

記

1 集会施設の名称

2 補助事業の種類 新築 ・ 増築 ・ 改修 ・ 太陽光発電関連設備設置工事

3 確認の内容

〔(基準) 第 5 号様式〕

年 月 日

町田市長 様

補助事業者

名 称

代表者住所

代表者氏名

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業工事中間確認依頼書

年 月 日付け 町 第 号により交付決定のありました補助事業について、町田市町内会・自治会集会施設整備事業取扱基準第 1 4 第 1 項の規定により、下記のとおり依頼します。

記

1 集会施設の名称

2 補助事業の種類 新築 ・ 増築 ・ 改修 ・ 太陽光発電関連設備設置工事

3 確認実施希望日 年 月 日

4 添付書類

〔(基準) 第 6 号様式〕

町 第 号
年 月 日

名 称

代表者 様

町田市長 印

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業工事中間確認書

年 月 日付けで依頼のありました工事の中間確認については、下記のとおり確認しましたので町田市町内会・自治会集会施設整備事業取扱基準第 1 4 第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 集会施設の名称
- 2 補助事業の種類 新築 ・ 増築 ・ 改修 ・ 太陽光発電関連設備設置工事
- 3 確認実施日 年 月 日
- 4 確認の内容

〔(基準) 第 7 号様式〕

年 月 日

町田市長 様

補助事業者

名 称

代表者住所

代表者氏名

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業工事完了届

年 月 日付け 町 第 号により交付決定のありました補助事業について、町田市町内会・自治会等集会施設整備事業取扱基準第 1 5 第 1 項の規定により、下記のとおり依頼します。

記

1 集会施設の名称

2 補助事業の種類 新築 ・ 増築 ・ 改修 ・ 太陽光発電関連設備設置工事

3 確認実施希望日 年 月 日

4 添付書類

〔(基準) 第 8 号様式〕

町 第 号
年 月 日

名 称

代表者 様

町田市長 印

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業工事完了確認書

年 月 日付けで依頼のありました工事の完了確認については、下記のとおり確認しましたので町田市町内会・自治会集会施設整備事業取扱基準第 1 5 第 3 項の規定により通知します。

記

1 集会施設の名称

2 補助事業の種類 新築 ・ 増築 ・ 改修 ・ 太陽光発電関連設備設置工事

3 確認実施日 年 月 日

4 確認の内容

〔(基準) 第 9 号様式〕

年 月 日

町田市長 様

補助事業者

名 称

代表者住所

代表者氏名

年度町田市町内会・自治会集会施設利用状況報告書

年度の集会施設の利用状況について、町田市町内会・自治会集会施設整備事業取扱基準第 2 3 第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 集会施設名

2 添付書類

(1) 年度集会施設利用状況票

〔(基準) 第 9 号様式 2〕

年度集会施設利用状況票

集会施設名

部屋の種類 (広さ)	(帖)		(帖)		(帖)		集会施設 利用者数
月	利用可能 区分数	利用 回数	利用可能 区分数	利用 回数	利用可能 区分数	利用 回数	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
1							
2							
3							
合 計							

- 「部屋の種類」欄は、ホール、会議室、和室など部屋の形態を記入し、「(帖)」欄には、部屋の広さの帖数を記入
- 「利用可能区分数」欄は、貸出する最小単位を 1 か月間で積み上げた数を記入
(例)：午前、午後、夜間の 3 区分で貸出している場合は、3 区分×30 日＝90
9:00～21:00 の間 1 時間単位で貸出している場合は、12 区分×30 日＝360
- 「利用数」欄は、利用可能区分数に対して実際に利用された数を 1 か月間で積み上げた数を記入
- 「集会施設利用者数」欄は、1 か月間、利用した人数を積み上げた数を記入

[(基準) 第 10 号様式]

年 月 日

町田市長 様

補助事業者

名 称

代表者住所

代表者氏名

年度町田市町内会・自治会集会施設発電設備稼働状況報告書

年度の集会施設の利用状況について、町田市町内会・自治会集会施設整備事業取扱基準第 24 第 3 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 集会施設名

2 添付書類

(1) 年度集会施設発電設備稼働状況票

〔(基準) 第 1 0 号様式 2〕

年度集会施設発電設備稼働状況票

集会施設名

	太陽光発電システムの 発生電力量／月	電力会社に 売った電力量／月 (余剰電力量)	電力会社から 買った電力量／月 (電気使用量)
4	k m h	k m h	k m h
5	k m h	k m h	k m h
6	k m h	k m h	k m h
7	k m h	k m h	k m h
8	k m h	k m h	k m h
9	k m h	k m h	k m h
1 0	k m h	k m h	k m h
1 1	k m h	k m h	k m h
1 2	k m h	k m h	k m h
1	k m h	k m h	k m h
2	k m h	k m h	k m h
3	k m h	k m h	k m h
合 計	k m h	k m h	k m h

○ 発生電力／月

太陽光発電システムによって発生した、1ヶ月分の発生電力量をモニターで確認し、記入してください。(モニターを設置していなく、発生電力量がわからない場合は、記入の必要はありません。)

○ 電力会社に売った電力量 (余剰電力量)

東京電力から発行される「太陽光発電設備からの余剰購入電力量のお知らせ」に記載されている「購入電力量」を記入してください。

○ 電力会社から買った電力量 (電気使用量)

東京電力から発行される「電気ご使用量のお知らせ」に記載されている「ご使用量」を記入してください。

※一ヶ月分とする基準日が月をまたぐ場合は、それぞれの項目の集計期間が異なっても構いませんが、毎月、最初の月に設定したものと同一基準にして記録してください。